

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種(定期・臨時)の実施に関する事務・予防接種(臨時)の実施に必要な協力に関する事務・予防接種の記録の作成及び保存に関する管理・予防接種の実施対象者の把握・予防接種の実費徴収・健康被害救済の給付の支給に関する事務・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供 予防接種実施後に、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p> <p>番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 団体内統合利用番号連携サーバー3. 中間サーバー4. ワクチン接種システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の10の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第12条の2(別表第二の16の2の項) : 第12条の3(別表第二の17の項) : 第13条(別表第二の18の項) : 第13条の2(別表第二の19の項)</p> <p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第12条の2(別表第二の16の2の項) : 第12条の2の2(別表第二の16の3の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所: 福岡県朝倉市甘木198-1 電話: 0946-22-8571 ファクス: 0946-23-0732 E-mail: kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所: 福岡県朝倉市甘木198-1 電話: 0946-22-8571 ファクス: 0946-23-0732 E-mail: kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う。	事後	
平成28年6月30日	II 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第13条 ※別表第二の17、19の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : なし (予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第13条 ※別表第二の16の2、17、19の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : - ※別表第二の16の2の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 古川淳子	健康課長 本田聡子	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二省令における情報照会の根拠)の部分	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第13条 ※別表第二の16の2、17、19の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2(別表第二の16の2の項) :第12条の3(別表第二の17の項) :第13条(別表第二の18の項) :第13条の2(別表第二の19の項)	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二省令における情報提供の根拠)の部分	(別表第二省令における情報提供の根拠) :- ※別表第二の16の2の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 本田 聡子	健康課長 高木 昌己	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou@city.asakura.lg.jp	電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関するお問合せ 連絡先	電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou@city.asakura.lg.jp	電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長 高木 昌己	健康課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二省令における情報提供の根拠)の部分	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2(別表第二の16の2の項) :第12条の2の2(別表第二の16の3の項)	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	追記	事後	新様式による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種(定期・臨時)の実施に関する事務 ・予防接種(臨時)の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種の記録の作成及び保存に関する管理 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の実費徴収 ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 <p>番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う。</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種(定期・臨時)の実施に関する事務 ・予防接種(臨時)の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種の記録の作成及び保存に関する管理 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の実費徴収 ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 <p>番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う。</p>	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2(別表第二の16の2の項) :第12条の2の2(別表第二の16の3の項)</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) ～途中省略～ :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ～途中省略～ ※別表第二の115の2の項に対応する別表第二省令は、未公布</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ～途中省略～ :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2(別表第二の16の2の項) :第12条の2の2(別表第二の16の3の項) ※別表第二の115の2の項に対応する別表第二省令は、未公布</p>	事後	
令和3年11月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ～途中省略～ ※別表第二の115の2の項に対応する別表第二省令は、未公布</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) ～途中省略～ ※別表第二の115の2の項に対応する別表第二省令は、未公布</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ～途中省略～ :第59条の2(別表第二の115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) ～途中省略～ :第59条の2(別表第二の115の2の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種(定期・臨時)の実施に関する事務 ・予防接種(臨時)の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種の記録の作成及び保存に関する管理 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の実費徴収 ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 <p>番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う。</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種(定期・臨時)の実施に関する事務 ・予防接種(臨時)の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種の記録の作成及び保存に関する管理 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の実費徴収 ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</p> <p>予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供</p> <p>予防接種実施後に、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p> <p>番号法別表第二に基づいて、予防接種に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う。</p>	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種システム(VRS) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報照会の根拠) ~途中省略~ (別表第二における情報提供の根拠) ~途中省略~ 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ~途中省略~ 番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ~途中省略~ 	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>~途中省略~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>~途中省略~</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を実施することにより住民の免疫水準を維持し、感染症の発生予防を行っている。</p> <p>~途中省略~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>~途中省略~</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ～以下省略～	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ～以下省略～	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ～以下省略～	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ～以下省略～	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、 ～途中省略～ に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ～途中省略～ :第13条の2(別表第二の19の項) :第59条の2(別表第二の115の2の項)</p> <p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ～途中省略～ 報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2(別表第二の16の2の項) :第12条の2の2(別表第二の16の3の項) :第59条の2(別表第二の115の2の項)</p>	<p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 ～途中省略～ に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) ～途中省略～ :第13条の2(別表第二の19の項)</p> <p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ～途中省略～ 報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2(別表第二の16の2の項) :第12条の2の2(別表第二の16の3の項)</p>	事後	